



令和5年7月25日
北陸財務局

「輪島市商業協同組合」発行の 《ショッピングセンターファミ商品券》をお持ちの方へ

「輪島市商業協同組合」は、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という）に基づく第三者型発行者として《ショッピングセンターファミ商品券》の発行業務を行っておりましたが、令和5年7月13日付けで金沢地方裁判所より破産手続きの開始決定を受けました。

同組合は、資金決済法に基づく発行保証金の供託義務が及ばない発行者に該当するため、《ショッピングセンターファミ商品券》は、発行保証金からの還付手続きの対象とはなりません。

したがって、同組合が発行した《ショッピングセンターファミ商品券》の今後の取扱いについては、破産手続きによることとなりますので、詳しくは下記の破産管財人へご照会ください。

破産管財人連絡先

〒920-0931 石川県金沢市兼六元町 3-14

野田政仁法律事務所

弁護士 野田政仁 TEL 076-232-0064、FAX 076-232-0082

資金決済法に関してご不明な点がございましたら、以下へお問い合わせください。

（問い合わせ先）

北陸財務局理財部金融監督第三課

TEL 076-292-7854